

2003 年、文部科学省は「今後の特別支援教育の在り方について」の最終報告をとりまとめた。その中で、小学校においては今までスポットの当てられることのなかった学習障害児、注意欠陥／多動性障害児や高機能自閉症児等の軽度発達障害児にまで枠を広げ、これまで特殊教育の対象とされてきた障害のみならず、支援を必要とするすべての児童・生徒が、必要に応じた特別な支援を受けることができるようになった。この特別支援教育は、2007 年度から本格的にスタートすることになっている。しかし、現状のままで本当に個々の教育的ニーズに応じて適切な指導が行えるかは疑問である。

2002 年、岡山県教育センターが現職教師 42 名、1,407 名を対象にアンケート調査を実施したところ、「学級内に気になる児童がいる」と 88%が回答している反面、その 7 割の教師が「個別指導をしても効果が上がらない」「指導方法が分からない」と考えていることが分かった。

このように、指導にあたり明確な目的や方法をもてない教師は少なくない。特に音楽の授業においては、机を使わない自由な座席配置であることが多いこと、多種多様の楽器を取り扱うこと、また表現活動による動きのある授業が多くなることなど、子どもにとって刺激的な要素が多くなる。それだけ児童の逸脱行動が起こりやすい状態にあると言え、困惑している教師も多いと考えられる。

そこで、特別支援教育本格化スタートに向け、具体的にどのような支援が望ましいのかを考えていくことが必要であると感じたため、音楽の授業に焦点を絞り、本研究を進めていくことにした。

まず、現在、支援を要する児童を含む学級の音楽の授業において、教師が実際にどのような配慮を行っているのかを明らかにするため、宮崎市内の公立小学校に勤務する 2 名の音楽専科の教師にインタビューをとることにした。そして得られた回答を KJ 法で分析したところ、大きく二つのことが共通して浮かび上がってきた。

まず一つ目に、支援を要する児童のプラス行動を大きく取り上げ、マイナス行動にはあえて着目しないことがある。例えばそれは、ある児童が問題行動をとったとき、抑え付けたり活動に無理に参加させたりしない行動や、障害のある児童に特別に発表の場を設けたりする行動から読み取ることができた。突出したマイナス行動にはできるだけ注目を集めないこと、普段は見えにくい障害のある児童の成長を引き上げることで、児童を学級の雰囲気の中に溶け込ませようとする教師の意思が感じられる。このことは、現在障害のある子どもを授業の自然な流れに乗せようとするのが、教師にとって大きな負担であることを示していると言える。

そして二つ目は、学級担任の支援が不可欠であると考えていることである。例えば児童が苦手とする部分を学級で補充してもらったり、学級担任が児童を落ち着かせるための提案をくれることが、指導に活かされていると感じている部分から読み取ることができた。しかし、このことは、障害のある児童が在籍するクラスにおいて、音楽教師が自立して授業を進めていくことが困難であることを同時に示している。つまり、障害のある子どもとない子どもが共に学ぶ音楽の授業を充実させていくためには、音楽の教師が個々の子どものニーズに応じた指導計画を用意できるような支援体制を確立する必要があるのである。

しかしながら、未だに日本では個別指導計画作成の過程がシステム化されていない。1998年、教育課程審議会の答申の中で、「個に応じた指導の充実を図るために、養護・訓練の指導や重複障害者などの指導においては、個別の指導計画を作成して指導する必要があること」を指摘し、これを受けて改定された学習指導要領では個別の指導計画の作成が明記された。

しかし、具体的に個別の指導計画のための大綱やシステムが明示されておらず、作成に関しては各学校の裁量に任されているのが現状である。個別指導計画作成のための支援体制が充分確立されていない現在では、まず音楽の授業そのものの内容や進め方について抜本的に再検討する必要があると考えられる。

特別支援教育における、個々のニーズに応じた音楽の授業のあり方について検討する上で、現在養護学校において行われている療法的な音楽活動を取り入れた授業の進め方は、大きな示唆を与えるものとなる。丹羽美由紀らは、養護学校における音楽教育の現状を把握するために、三重県内にある国・公立の養護学校教師101名に対しアンケート調査を行なった。それによると、音楽の使用は授業枠を越え、様々な活動で用いられることが分かった。この理由として「音楽(歌)を使うことによって、見通しをもたせることがある。つまり、ある曲を教師が歌えば、何が始まるのか子供たちの中で見通しがつき落ち着ける」という意見が挙げられている。これは音楽療法における技法の一つと同様の音楽の用いられ方である。

また、指導者の意識に関する項目では「個々の子どものもつリズムなどの自由な表現を大切にする」「その場の雰囲気が楽しくなるように、受容的、共感的な雰囲気で接する」「教師や多児とのコミュニケーションが深まるような関わりを大切にした音楽活動を行う」「子どもの障害や発達に応じた個別的な配慮をした集団音楽活動を行う」の4つがほぼ同等の割合で高く、どちらかといえば音楽療法的観点

からの関わりが望ましいと考えられている。

ここで言う音楽療法的観点とは、必ずしも治療的な立場から障害の克服や改善を目指すものではない。子どもたちの自由な自己表現を認め、自己認識や存在感を深めていくためのものである。そして、このような視点からの音楽活動が、これからの特別支援教育における新たな取り組みとして効果的であり、音楽の教師に望まれるものであると考えられる。

音楽療法的観点からの音楽活動に、丸山忠璋が提案する「療法的音楽活動」がある。療法的音楽活動とは、音楽教育と音楽療法の狭間にある活動で、「表現」を重視した相互のコミュニケーションを主体とした活動である。この活動で重要なことは、技術や技能の向上ではなく、その人が「表現者としてどうそこにあるか」です。活動例は資料を参照していただきたい。

こうした療法的音楽活動は決して、障害のある子どものためだけのものではなく、音楽活動を苦手とする児童もそうでない児童も、共に音楽そのものを楽しむことができる上で意義深い活動である。インタビューの中でも、障害のある児童に発表の場を与えることは、その児童のみならず他の児童にとっても刺激となり音楽活動に対する意欲向上に大きな役割を果たしている、との回答を得ることができた。

したがって、これからの特別支援教育において、一人一人の教育的ニーズに応じた指導を生かしていくためには、従来の一斉型授業よりも、多様な表現活動を重視し、児童の幅広いニーズに応えることができる音楽療法的な要素を含む音楽活動の方が適していると言える。

もちろん、こうした活動を展開していく上で、個々の子どもの状態をできるだけ把握しておくことは望ましいと言える。しかし、従来の一斉指導中心の音楽の授業と比較するとき、個々の自由な自己表現を中心に展開していく療法的な音楽活動では、授業の自然な流れの中に障害のある子どもを位置づけようとする教師の負担ははるかに小さくなると考えられる。

療法的音楽活動により全ての児童の活躍の場が広がることは、自己存在感や表現力を児童間で高めあう上で刺激的であり、効果的であると言える。障害の有無によらず全ての児童が自己表現の場を獲得するために、療法的視点は、これからの特別支援教育における音楽の授業の中で、一つの方法として確立されるべきであると考えられる。